

令和元年度

定額  
請負

コーシャハイツ諸口住宅外26住宅  
簡易専用水道定期検査業務委託

# 仕様書

委託期限

令和元年9月30日

大阪市住宅供給公社

(担当 住宅管理部管理課)

# 委 託 概 要

委 託 名 称 コーシャハイツ諸口住宅外26住宅簡易専用水道定期検査業務委託

委 託 場 所 別紙施設一覧参照

委 託 概 要 本業務は、水道法第34条の2に基づき、上記住宅の簡易専用水道の定期検査を行うものである。

連通管により2槽に分割されている受水槽は、簡易専用水道番号どおり1槽の受水槽とみなす。

受水槽総数 28 槽 ・ 検査槽数 27 槽

高置水槽総数 3 槽 ・ 検査槽数 3 槽

仕 様 本業務は、本仕様書及び簡易専用水道定期検査業務委託仕様書に基づいて実施しなければならない。

また、提出書類については、「業務委託契約等に関する提出書類(令和元年5月)大阪市住宅供給公社住宅管理部」に基づくものとする。なお、管理課(保全担当)を代表とする。

# 簡易専用水道定期検査業務委託 仕様書

委託者 大阪市住宅供給公社(以下「甲」という。)と、受託者(以下「乙」という。)とは、簡易専用水道定期検査業務委託に関する仕様を、次のとおり定める。

## 第1章 共通事項

### 1.1 対象住宅

この契約の対象となる住宅及び施設は、別紙「施設一覧表」のとおりとする。なお、年度途中で竣工または閉鎖する住宅及び施設については、別途通知する。

### 1.2 委託業務内容

乙は、水道法第34条の2に基づき、住宅に設置されている受水槽及び高置水槽の外観検査及び水質検査を行う。なお、検査項目については別紙「検査項目一覧」に基づいて行う。

また、簡易専用水道検査結果書により各住宅管轄の大阪市保健所生活衛生監視事務所への報告を行う。

### 1.3 監督職員

監督職員とは、当業務委託を担当する甲の職員をいう。

### 1.4 業務責任者

乙は、契約後速やかに業務責任者を選任し、「業務責任者選任届」を監督職員に提出しなければならない。なお、業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

### 1.5 定期検査計画書の提出

乙は、定期検査計画書を作成し、甲の承諾を得なければならない。

### 1.6 作業時間

作業時間は、甲の通常勤務日の就業時間内とする。

### 1.7 法令上の責任

乙は、労働基準法、労働者災害補償保険法その他関係法令上のすべての責任を負う。

### 1.8 検査結果書の提出

乙は、検査終了後、検査結果書を各住宅管轄の住宅管理センター及び管理課に提出しなければならない。なお、管理課に提出する検査結果書は全住宅管理センター分を含めたものとする。

### 1.9 手続等

乙は、業務の遂行上必要な手続等にかかる費用を負担する。

### 1.10 作業中の報告及び対応

簡易専用水道定期検査を行う者は、次の内容を遵守する。

- ① 業務担当者は業務中、社名を明記した腕章・名札またはこれらに代わる物を着用する。

- ② 業務関係車両は、定められた場所に駐車し、入居者の契約駐車場及び住宅内道路には駐車しない。
- ③ 業務の実施に伴い発生した事故については、早急に甲に連絡し指示に従う。また、乙の責任において、その処置及び賠償の一切を行う。

#### 1. 11 鍵の管理

業務にあたり、甲から必要とする鍵を貸与するが、業務責任者が責任をもって管理する。また、鍵の複製は行わず、鍵を紛失または破損した場合は甲に報告のうえ、乙の責任において該当する鍵の取替えを行う。

#### 1. 12 補足

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ、甲が決定する。

検査事項	No.	検査項目	
施設検査	水槽の周囲の状態	1 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	
		2 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	
		3 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	水槽本体の状態	4 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
		5 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	
		6 雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。	
		7 水位電極部、揚水管等の接合部は固定され、防水密閉されていること。	
	水槽上部の状態	8 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	
		9 水槽の蓋の上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
		10 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
	水槽内部の状態	11 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	
		12 清掃が定期的に行われていることが明らかであること。	
		13 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		14 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		15 注入口と流出口が近接していないこと。	
		16 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	水槽のマンホールの状態	17 蓋が防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	
		18 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		19 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
	水槽のオーバーフロー管の状態	20 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		21 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		22 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		23 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		24 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	水槽の通気管の状態	25 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		26 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		27 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		28 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	
	水槽の水抜管の状態	29 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	
		30 管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	給水管等の状態	31 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	
		32 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	
	水質検査	臭気	33 異常な臭気が認められないこと。
		味	34 異常な味が認められないこと。
		色	35 異常な色が認められないこと。
		色度	36 5度以下であること。
		濁度	37 2度以下であること。
		遊離残留塩素	38 検出されること。

検査事項		No.	検査項目
書類 検査	書類の整備 保存の状態	39	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。
		40	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。
		41	水槽の清掃の記録が整理保存されていること。
		42	その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。

【備考】

- 11について           水槽の沈積物は、水質等により異なるが、多い場合にはおおむね年間2ないし3cm以内の厚さであること。
- 33から38について   あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。
- 33, 34, 36, 37について       水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。
- 35について           無色透明のガラス製容器（約200ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失したあと、肉眼で黒又は白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。  
異常を認めた場合には、必要に応じて、他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。
- 38について           不検出の場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて、他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。  
不検出の原因が不明の場合には、アンモニア性窒素の有無について検査することが望ましい。
- 39から42について   整理保存について指導すること。  
簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図については、永久保存とする。  
その他必要な帳簿書類とは、水槽の点検記録、給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録等をいう。



## 一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 15 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない（ただし、個人情報を含むものを除く。）。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にするとともに、再委託の相手方に対して適切な指導及び管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者又は大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第2条第9号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は、第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪市の行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。

## 特記仕様書

### (法令等の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、この契約業務の履行に際しては、常に法令等を遵守し、公正な職務執行に当たるとともに、公益通報(職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの(以下「通報対象事実」という。))が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。以下同じ。)に適切に対処しなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約業務について公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を発注者(大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。))総務部総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力した者から、公益通報をしたこと又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、公社又は公社の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出(書面により具体的な事実を摘示してされたものに限る。)を受けたときは、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者とこの契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が行う公益通報に係る通報対象事実の調査及び不利益取扱いに係る申出についての調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る秘密の保持)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、公社個人情報保護基本規程、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 万一、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。

### (個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び業務を行う上で得られた、又は成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体(光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど、適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な

保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返還等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

#### (目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

#### (複写複製の禁止)

第9条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

#### (個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

#### (違反行為の是正等)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する求めに従わないときは、事実の公表を行うことができる。

#### (契約の解除及び損害賠償の請求)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するとき、受注者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 受注者が、第3条に規定する調査若しくは第10条に規定する検査又は前条に規定する措置の求めに正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき

委 託 名 称 コーシャハイツ諸口住宅外26住宅簡易専用水道定期検査業務委託

---

委 託 費 総 額 円

---

---

委 託 価 格 円

---

消費税及び地方

消費税相当額 円

---